

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 3 2 条の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払い)

第 2 条 職員の給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令または労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、法令または当該協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、職員から申し出があるときは、その全部または一部を当該職員の預金口座への振り込みによる方法により支払うことができる。

3 いかなる給与も理事長が定める規程に基づかずに職員に対して支給してはならない。

(給与の種類)

第 3 条 給与は、給料および手当とする。

2 手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、入試手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当および勤勉手当とする。

(給料)

第 4 条 給料は、公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬をいう。

(給料表の種類)

第 5 条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第 1）

(2) 一般職給料表（別表第 2）

(3) 技能労務職給料表（別表第 3）

2 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第 4）に定めるとおりとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付けし、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給)

第 6 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の給料は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格および降格)

第 7 条 職員の昇格および降格は、理事長が定める基準による。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

(昇給)

第 8 条 職員の昇給は、公立大学法人滋賀県立大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則（以下「細則」という。）で定める日に、同日前において細則で定める日以前 1 年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第 4 5 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

- 3 次の各号に掲げる職員の昇給は、第1項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。
 - (1) 55歳（技能労務給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の支給）

- 第9条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下この条において「給与期間」という。）について、その月の月額を毎月1回21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前において最も近い祝日法による休日、日曜日または土曜日でない日を支給日とする。
- 2 期末手当および勤勉手当の支給日は次の各号に定める日とする。ただしその支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日とし、土曜日に当たるときは、支給日の前日とする。
 - (1) 6月に支給するもの 6月30日
 - (2) 12月に支給するもの 12月10日
 - 3 給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。
 - 4 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日に支給できないときは、その日後に支給する。
 - 5 入試手当は、入試業務が終了した日が属する給与期間の次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日に支給できないときは、その日後に支給する。
 - 6 職員が当該職員または当該職員の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても請求の日までの給料を日割計算によって支給する。

（給料の日割計算）

- 第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
 - 4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日（勤務時間規程第4条に規定する「週休日」をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 5 第1項または第2項に規定するもののほか給料を日割りによって支給する場合については、理事長が別に定める。

（給料の調整額）

- 第11条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額の調整額表を定めることができる。
- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

（管理職手当）

- 第12条 管理職手当は、管理または監督の地位にある別表第5に掲げる者（以下「管理職員」という。）に対し、その職の特殊性に基づき、その区分に応じて理事長が定める額を支給する。
- 2 前項の理事長が定める額は、管理職員の属する職務における最高の号給の給料月額100分の25を超えてはならない。

- 3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第32条第1項に該当し理事長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

（初任給調整手当）

- 第13条 初任給調整手当は、医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が指定するものに対し、月額52,100円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。
- 2 初任給調整手当の支給される職員の範囲、支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（扶養手当）

- 第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養をうけているものを扶養親族とする。
- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 60歳以上の父母および祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 心身に著しい障害を有する者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

第15条 （削除）

（地域手当）

- 第16条 地域手当は、法人の存する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、給料、管理職手当および扶養手当の月額合計額に100分の5.7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

（住居手当）

- 第17条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。
- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額13,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人から宿舍を貸与されている職員その他理事長が定める職員を除く。）
 - (2) 第19条第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（法人が貸与する宿舍その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額13,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額および第2号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額31,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から13,000円を控除した額
 - イ 月額31,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から31,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が12,000円を超えるときは、12,000円）を18,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下この条において同じ。）または自転車その他理事長が定める交通の用具（以下この項、次項および第7項において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車または自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車もしくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項および第5項において「運賃相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員にあっては、当該額から理事長が定める額を減じた額）
 - ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて69,100円を超えない範囲内で理事長が定める額（自動車の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあっては、当該額に5,000円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）
 - イ 自転車等を使用する場合 その使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で理事長が定める額（自転車等の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあっては、当該額に1,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の使用距離、自動車または自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額または前号アもしくはイに定める額

3 就業場所を異にする異動または就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項および第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号および次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに職員就業規則の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に該当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号アに定める額、同号イに定める額および特別料金等相当

額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車または自転車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 9 前各号に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

- 第19条 単身赴任手当は、就業場所を異にする異動または就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。
- 3 新たにこの規程の適用を受けることとなったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（入試手当）

- 第19条の2 入試手当は、職員就業規則第2条第2項に定める教員が別表第7の2の区分欄に掲げる一般選抜試験および特別選抜試験にかかる委員等を務め当該入試業務に従事した場合に、その区分に応じ手当額欄に掲げる額を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の途中で委員等を辞任した場合および任期の途中から委員等に就任した場合の入試手当の額は、在任期間に応じて別表第7の2の手当額欄に掲げる額を月割りで算定した額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）とする。

（大学入学共通テスト手当）

- 第19条の3 大学入学共通テスト手当は、職員就業規則第2条第1項に定める職員が別表7の3の区分欄に掲げる大学入学共通テストにかかる本部員等を務め当該入試業務に従事した場合に手当額欄に掲げる額を支給する。

（給与の減額）

- 第20条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第6条の2に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）、祝日法による休日または12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 職員が承認を得ないで勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合においてその端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- 3 前項の承認の基準は、理事長が別に定める。
- 4 第1項の規定により減額すべき給与額は、その月の翌月以降の給与から差し引くものとする。

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分135

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間規程第4条第1項および第6条の規定による週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。)の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する理事長が定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50

4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、労使協定により、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項各号に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額

(休日勤務手当)

第22条 祝日法による休日および年末年始の休日(以下「休日等」という。)において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間(休日等における勤務時間規程第8条の規定(以下「休日の振替に関する規定」という。)に基づき、正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間に相当する時間を除く。)、休日の振替に関する規定に基づき正規の勤務時間中に勤務することを要しないこととされた時間(休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。))において特に勤務することを命ぜられた職員には当該時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当、ならびに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じたものを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に1年間の祝日法による休日(週休日である土曜日を除く。)および年末年始の休日(週休日を除く。)の数の合計を乗じて得られる時間数を減じたもので除した額とする。

- 2 前項の額の算定において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げる。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 管理職員特別勤務手当は、第12条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員(次項において「管理職員」という。)が臨時または緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日または休日等(その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替に関する規定により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。)もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合に当該職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、職員の区分に応じて別表第8に定める額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日および12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第10条第2項各号に定める日(以下次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、または死亡した職員(第32条第9項の規定の適用を受ける職員および理事長が定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(第30条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の106.25を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、もしくは解雇され、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは解雇され、または死亡した日現在)において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して各給料表ごとに理事長が定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額(理事長が定める管理または監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第46条第1項第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第25条の規定により解雇された職員（同条第1項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が逮捕された場合または当該職員から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づき当該職員に犯罪があると思料するに至った場合であって、当該職員に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、当該職員の氏名および同項の書面をいつでも当該職員に交付する旨を法人構内の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知が当該職員に到達したものとみなす。
- 4 第2項の規定による一時差止処分を受けた者は、別に定めるところにより異議申立てをすることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し提訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 前各号に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤勉手当）

第29条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項各号に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは解雇され、または死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務期間の別表第9に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「期間率」という。）に理事長が定める当該職員の勤務成績による割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当

該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは解雇され、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において同条第5項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（それぞれ基準日の属する月の第9条第2項各号に定める日（以下この条および次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第30条 第21条から第23条までの規定は、第12条第1項の適用を受ける職員には適用しない。

- 2 第6条、第7条第2項、第8条、第13条、第14条および第17条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員については、適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

第31条 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当および 勤勉手当の支給の方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（休職者の給与）

第32条 職員が業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由により該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第16条第1項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第16条第1項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第16条第1項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
(刑事事件起訴)
- 5 職員が職員就業規則第16条第1項第3号または第4号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
(研修等)
- 6 職員が職員就業規則第16条第1項第5号に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上災害または通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
(水難行方不明)
- 7 職員就業規則第16条第1項第6号の規定の適用を受け休職にされた場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
(特別事由休職)
- 8 休職中の職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 9 第2項、第3項、第5項および第6項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、もしくは職員就業規則第25条第1項第1号（被後見人等該当）に該当して解雇され、または死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条および第28条の規定を準用する。この場合において第27条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第9項」と読み替えるものとする。

(委任)

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）第4条第1項第1号に規定する大学教育職給料表（以下「旧表」という。）の適用を受けていた者であつて、公立大学法人滋賀県立大学への職員の引継ぎに関する条例（平成18年滋賀県条例第9号）により引き続き法人の職員となった者（以下「移行教員」という。）の給料表は、別に辞令を発せられない限り、教育職給料表（以下「新表」という。）を適用するものとする。
この場合において、同表における職務の級は、施行日の前日に受けていた旧表の職務の級が1級である者は新表1級、旧表の職務の級が2級である者は新表2級、旧表の職務の級が3級である者は新表3級、旧表の職務の級が4級である者は新表4級とし、号給は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日に受けていた旧表の号給および当該号給の発令を受けた日から施行日の前日までの期間（理事長の定める職員にあつては、理事長の定める期間。）に応じて別表第1に定める対応の号給とする。
- 3 施行日の前日において旧表の職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた移行教員にあつては、対応する新表の職務の級の最高の号給とする。ただし、旧表4級であつて別表第2に掲げる給料月額を受けていた者については、当該給料月額の発令を受けた日から施行日の前日までの期間に応じて同表に定める対応の号給とする。
- 4 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項第2号の規定により法人に派遣となった者（以下「派遣職員」という。）の施行日における給料表の適用は、第5条第1項第1号に規定する一般職給料表を滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第3号に規定する行政職給料表と、第5条第1項第3号に規定する技能労務職員給料表を滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和32年滋賀県規則第37号。以下「技能労務職員規則」という。）第4条に規定する技能労務職員給料表とみなして、給与条例または技能労務職員規則に定める給料の切り替えに準じて、職務の級および号給を定める。
- 5 移行教員のうちその者の受ける給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては平成27年3月31日に受けていた給料月額）が施行日の前日において受けていた給料月額（平成21年12月1日施行の新規程において、別表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が別表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。）にあつては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあつては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成28年3月31日までの間、給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては平成27年3月31日に受けていた給料月額）のほか、その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額が10,000円を超える場合にあつては、10,000円とする。）を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額が20,000円を超える場合にあつては、20,000円とする。）をそれぞれ減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。
- 6 施行日において派遣条例により同日派遣された派遣職員のうちその者の受ける給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては平成27年3月31日に受けていた給料月額）が施行日の前日において受けていた給料月額（平成21年12月1日施行の新規程において、別表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が別表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。）にあつては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあつては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成28年3月31日までの間、給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては平成27年3月31日に受けていた給料月額）のほか、その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額が10,000円を超える場合にあつては、10,000円とする。）を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額に3分の2を乗じて得

た額（その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円とする。）をそれぞれ減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。

- 7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第11条第2項および第26条第5項（第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第11条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と付則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」と、第26条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と付則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 施行日の前日までに、学校職員給与条例、給与条例または技能労務職員規則の規定により認定されていた移行教員および派遣職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当については、支給要件を異にする場合を除いて、施行日においてこの規程により認定されたものとみなす。
- 10 平成22年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、同条中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。

（地域手当に関する特例）

- 11 当分の間、第16条中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。

別表

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
技能労務職給料表	(1)	1号給から72号給まで
	(2)	1号給から16号給まで

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日付則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての改正後の第12条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「管理職員の給料月額と平成18年4月1日付則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

付 則

- 1 この規程は、理事長が別に定める日から施行する。
- 2 この規程（第29条第2項の改正規定を除く。）による改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 改正後の第29条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 4 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程（第29条第2項の改正規定を除く。）による改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動の

あった職員のうち、理事長の定める職員の、新規程の規定による当該適用または異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 5 施行日から平成20年3月31日までの間において、新規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず旧規程の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から新規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成20年12月に支給する勤勉手当の特例措置)

- 6 平成20年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の第29条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の75」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の92.5」とする。

(給与の内払)

- 7 改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 付則第4項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(第24条関係)

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(別表第4の2、別表第5関係)

付 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する第26条第2項および第3項ならびに第29条第2項の規定の適用については、第26条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第29条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

付 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における住居手当に関する経過措置)

- 2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、同項第2号中「2, 200円」とあるのは「3, 400円」と、同項第4号中「1, 100円」とあるのは「1, 700円」とする。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

付 則
この規程は、平成 27 年 1 月 6 日から施行し、第 13 条の規定および別表第 1 から別表第 3 までは平成 26 年 4 月 1 日、第 29 条の規定は平成 26 年 1 月 1 日、別表第 6 は平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

- 付 則
- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
 - 3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における規程（平成 18 年 4 月 1 日施行）付則第 5 項および第 6 項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、「職員で」とあるのは「職員であって、規程（平成 18 年 4 月 1 日施行）付則第 5 項および第 6 項の規定の適用を受けるもので」と、「給料月額に」とあるのは「平成 27 年 3 月 31 日において受けていた給料月額と付則第 5 項および第 6 項の規定による給料の額との合計額に」とする。
 - 4 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 16 条の規定の適用については、同条中「100 分の 7.5」とあるのは「100 分の 7.5 を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。
 - 5 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 19 条の規定の適用については、同条中「30,000 円」とあるのは「30,000 円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。

- 付 則
- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 15 日から施行し、第 13 条の規定、別表第 1 から別表第 4 までおよび第 29 条の規定は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
 - 2 平成 27 年 1 月に支給する勤勉手当に関する第 29 条第 2 項各号の規定については、同項第 1 号中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 105」と、同項第 2 号中「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 40」と、「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 50」とする。
 - 3 平成 28 年 3 月 15 日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成 28 年 3 月 15 日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成29年1月10日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第4までおよび第29条の規定は平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表1による。
- 3 平成30年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表2による。
- 4 平成31年度に支給する扶養手当に関する第14条および第15条の規定については、読替対照表3による。
- 5 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。
- 6 平成29年1月10日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成29年1月10日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成29年12月27日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第3までおよび第29条の規定は平成29年4月1日から適用し、第14条の規定および第24条の規定は平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度に支給する扶養手当に関する第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子については、1人につき7,500円とする。
- 3 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。
- 4 平成29年12月27日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成29年12月27日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成31年1月8日から施行し、第13条の規定、別表第1から別表第3までおよび第29条の規定は平成30年4月1日から適用し、第14条の規定および第26条の規定は平成31年4月1日から適用する。
- 2 平成30年度に支給する扶養手当に関する第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子については、1人につき8,700円とする。
- 3 平成30年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項および第3項の規定については、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」と、同条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の80」と、「100分の110」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。
- 5 平成31年1月8日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する

場合においては、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成31年1月8日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、令和2年1月7日から施行し、別表第1から別表第3までの規定は平成31年4月1日から、第29条の規定は令和元年12月1日から、第17条および付則第4項から第6項までの規定は令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。
- 3 令和2年1月7日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、令和2年1月7日改正施行後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 第17条の規定の適用の日（以下この項において「一部適用日」という。）の前日において改正前の給与規程第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部適用日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、一部適用日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の給与規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 5 当分の間、第16条の規定の適用については、同条中「給料、管理職手当および扶養手当の月額」とあるのは「給料月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、6分の7.5を乗じて得た額」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6」とする。ただし、職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合の当該職員の地域手当の月額に係る同条の規定の適用については、この限りでない。
- 6 当分の間、別表第1から別表第3に規定する給料表に定める職務の級における各号給の給料月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（以下この項において「調整前給料月額」という。）に、100分の101.4152を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

付 則

この規程は、令和2年6月15日から施行し、別表第5は令和2年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、令和2年10月19日から施行し、令和2年8月1日から適用する。
- 2 令和2年度において、第19条の2第1項の規定により別表第7の2の区分欄に掲げる特別選抜試験の委員等を務める者が、特別選抜試験の追試験業務に従事する場合は、別表第7の2の委員等の区分に応じた手当額に付則別表に掲げる委員等の区分に応じた追試験業務に係る手当額を加算して支給する。この場合において追試験業務のみ従事する教員は、付則別表に掲げる委員等の区分に応じた追試験業務に係る手当額のみ支給する。
- 3 令和2年度において、別表第7の2の区分欄に掲げる特別選抜試験の委員等を務め入試業務に従事する教員が、任期の途中で追試験業務に従事しなくなった場合および任期の途中から追試験業務に従事した場合の追試験業務に係る手当額の支給については、第19条の2第2項の規定を準用する。追試験業務のみ従事する教員についても同様とする。

付則別表

区 分		追試験業務に係る 手当額
特別 選抜	出題・採点委員	13,333円
	出題・採点委員（実技）	6,666円
	採点委員	5,000円
	点検委員	7,111円
	面接委員	8,000円

付 則

- この規程は、令和2年11月30日から施行する。
- 令和2年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項および第3項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

付 則

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 当分の間、改正後の規定にかかわらず、教員についての人事評価にかかる項目は、なお従前の例による。
- 第19条の2第1項の規定により別表第7の2の区分欄に掲げる特別選抜試験の委員等を務める者が、特別選抜試験の追試験業務に従事する場合は、別表第7の2の委員等の区分に応じた手当額に付則別表に掲げる委員等の区分に応じた追試験業務に係る手当額を加算して支給する。この場合において追試験業務のみ従事する教員は、付則別表に掲げる委員等の区分に応じた追試験業務に係る手当額のみ支給する。
- 別表第7の2の区分欄に掲げる特別選抜試験の委員等を務め入試業務に従事する教員が、任期の途中で追試験業務に従事しなくなった場合および任期の途中から追試験業務に従事した場合の追試験業務に係る手当額の支給については、第19条の2第2項の規定を準用する。追試験業務のみ従事する教員についても同様とする。

付則別表

区 分		追試験業務に係る 手当額
特別 選抜	出題・採点委員	20,000円
	出題・採点委員（実技）	10,000円
	採点委員	5,000円
	点検委員	8,000円
	面接委員	8,000円

付 則

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第26条第2項もしくは第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、職員給与規程等（この規程、公立大学法人役員報酬規程、公立大学法人滋賀県立大学契約職員給与規程または公立大学法人滋賀県立大学無期転換契約職員給与規程をいう。以下この項において同じ。）の規定により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員等（職員給与規程等の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 次号および第3号に掲げる職員等以外の職員等 次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - イおよびウに掲げる職員等以外の職員 127.5分の15
 - イ 職員給与規程第26条第2項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15
 - ウ 公立大学法人役員報酬規程の適用を受ける職員 167.5分の10

- (2) 職員給与規程第26条第3項に規定する再雇用職員 次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア イに掲げる職員等以外の職員 72.5分の10
 - イ 特定幹部職員 62.5分の10
- (3) 契約職員等（公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第3条第2号から第4号に規定する職員をいう。） 127.5分の5

付 則

- 1 この規程は、令和4年12月28日から施行し、第14条および別表第1から別表第3までの規定は令和4年4月1日から、第29条の規定は令和4年12月1日から適用する。
- 2 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分120」とあるのは「100分の125」とし、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。
- 3 令和4年12月28日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、令和4年12月28日改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は令和5年4月1日から施行する。

（給料月額に関する特例）

- 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第6条、第7条第2項ならびに第8条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
ただし、教育職給料表適用者は除く（以下、第3項から第9項まで同じ）
- 3 前項の規定は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第31条の5第1項または第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された同規則第31条の1に掲げる職を占める職員には適用しない。
- 4 公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第31条の4に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および付則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、同項および付則第5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 7 付則第4項または前項の規定による給料を支給される職員に対する第26条第5項（第29条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）および規程（令和2年1月7日施行）付則第5項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第4項または第6項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、付則第2項の規定による給料月額、付則第4項の規定による給料その他付則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 9 当分の間、別表第2および別表第3に規定する給料表に定める職務の級における各号給の給料月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（付則第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定により受ける給料月額（付則第4項または第6項の規定による給料を支給される職員にあっては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）。以下この項において「調整前給料月額」という。）に、100分の101.4152を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

付 則

- 1 この規程は、令和5年12月27日から施行し、第14条および別表第1から別表第3までの規定は令和5年4月1日から、第29条の規定は令和5年12月1日から適用する。
- 2 令和5年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分102.5」とあるのは「100分の105」とし、同条第3項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」とし、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。
- 3 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分122.5」とあるのは「100分の125」とし、同項第2号中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」とし、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。
- 4 令和5年12月27日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、令和5年12月27日改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

- 1 この規程は、令和7年1月10日から施行し、第13条および別表第1から別表第3までの規定は令和6年4月1日から、第29条の規定は令和6年12月1日から適用する。ただし、第13条第1項中「51,600円」とあるのは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までは「51,100円」とする。
- 2 令和6年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分105」とあるのは「100分の107.5」とし、同条第3項中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」とし、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。
- 3 令和6年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分125」とあるのは「100分の127.5」とし、同項第2号中「100分の50」とあるのは「100分の51.25」とし、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。
- 4 令和7年1月10日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、令和7年1月10日改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

1 この規程は令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員および理事長が定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員に対しては」と、同条第2項中「（5）心身に著しい障害を有する者」とあるのは「（5）心身に著しい障害を有する者」「（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

5 当該規程第18条および第19条の規定は、切替日前に新たに当該規程の適用を受ける職員となった者にも適用する。

6 当分の間、職員の地域手当の月額（当該職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）に係る第16条の規定の適用については、同条中「給料、管理職手当および扶養手当の月額」とあるのは「給料月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に5.7分の7.5を乗じて得た額」とし、職員の地域手当の月額（当該職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出基礎となる場合に限る。）に係る同条の規定の適用については、同条中「100分の5.7」を「100分の7.5」とする。

7 当分の間、別表第1から別表第3までに規定する給料表に定める職務の級における各号給の給料月額は、これらの給料表に定める職務の級における各号給の給料月額（以下この項において「調整前給料月額」という。）に、100分の101.703を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、調整前給料月額とする。

付則別表

1 育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1

17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14

74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

2 一般職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1

22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		

79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

付 則

- 1 この規程は、令和7年12月26日から施行し、第13条、別表第1から別表第3までおよび別表第6の規定は令和7年4月1日から、第26条および第29条の規定は令和7年12月1日から適用する。
- 2 令和7年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分106.25」とあるのは「100分の107.5」とし、同条第3項中「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」とし、「100分の61.25」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 3 令和7年12月に支給する勤勉手当に関する第29条第2項各号の規定については、同項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、「100分126.25」とあるのは「100分の127.5」とし、同項第2号中「100分の51.25」とあるのは「100分の52.5」とし、「100分の61.25」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 4 令和7年12月26日改正施行後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、令和7年12月26日改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1から別表第3 (別紙)

別表第4 (第5条関係) 級別標準職務表

1 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	(1) 助手の職務 (2) 助教の職務
2級	講師の職務
3級	准教授の職務
4級	教授の職務

2 一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事または技師の職務
2級	(1) 主任主事または主任技師の職務 (2) 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事または技師の職務
3級	(1) 係長、副主幹、主任主査または主査の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主任主事または主任技師の職務
4級	(1) 主幹または専門員の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う係長、副主幹、主任主査または主査の業務
5級	(1) 課長補佐、副参事または主任専門員の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主幹または専門員の職務
6級	(1) 課長の職務 (2) 参事の職務 (4) 困難な業務を行う課長補佐、副参事または主任専門員の職務
7級	理事長が定める課長または高専開設準備局次長の職務
8級	事務局次長または高専開設準備局長の職務

3 技能労務職給料表級別職務表

職務の級	標準職務
(1)	(1) 技術員の職務 (2) 船舶運転技術員の職務
(2)	技師の職務

別表第5 (第12条関係) 管理職手当支給職務表

管理職手当を支給する職	区分
事務局次長、高専開設準備局長	第一種
課長 (理事長の定める課長の職に限る。)、高専開設準備局次長	第二種
課長 (理事長の定める課長の職を除く。)、参事、研究院長および学部長	第三種
理事長が別に定めるものの職	第四種

別表第6 (削除)

別表第7 (削除)

別表第7の2（第19条の2関係）入試手当額表

区 分		手当額
一般 選抜	主任出題委員（数学・理科・ 英語・国語）	80,000円
	出題・採点委員	60,000円
	出題・採点委員（小論文）	30,000円
	出題・採点委員（実技）	15,000円
	採点委員（点検委員含）	8,000円
	採点補助員	5,000円
特別 選抜	面接委員	8,000円
	出題・採点委員	20,000円
	出題・採点委員（実技）	10,000円
	採点委員	5,000円
	点検委員	8,000円
	面接委員	8,000円

別表7の3（第19条の3関係）大学入学共通テスト手当額表

区 分	手当額
試験実施本部員（公立大学法人滋賀県立大学入学試験実施本部設置規程に規定する職員であって、公立大学法人滋賀県立大学入学試験委員会規程第4条第1項第2号から第4号および同条第2項（職員である者に限る。）に規定する委員である者に限る。）	1日につき10,000円（従事した時間が1日について4時間に満たなかった場合は5,000円）
試験監督者	
監督補助員	

別表第8（第25条関係）管理職員特別勤務手当適用表

1 週休日等における勤務

管理職手当の支給区分	勤務1回につき	6時間を超える勤務1回につき
第一種	10,000円	15,000円
第二種または第三種	6,000円	9,000円
第四種	4,000円	6,000円

2 週休日等以外の日における勤務

管理職手当の支給区分	勤務1回につき
第一種	5,000円
第二種または第三種	3,000円
第四種	2,000円

別表第9（第29条関係）勤勉手当の勤務期間の期間率表

勤務期間	期間率
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40

2箇月以上2箇月15日未満	100分の 30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の 20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の 15
15日以上1箇月未満	100分の 10
15日未満	100分の 5
0	0

別表第1（第5条関係）
教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	275,700	354,200	408,200	475,300
	2	277,900	355,800	409,800	484,100
	3	280,000	357,400	411,100	492,700
	4	281,900	358,900	412,300	501,100
	5	283,700	360,400	413,500	509,500
	6	285,200	362,000	414,500	517,500
	7	286,700	363,600	415,500	525,000
	8	288,200	365,100	416,400	532,200
	9	290,000	366,500	417,300	539,100
	10	291,900	368,500	418,300	545,000
	11	293,700	370,500	419,400	549,600
	12	295,600	372,400	420,500	553,000
	13	297,600	374,200	421,500	556,400
	14	299,600	375,800	422,600	559,500
	15	301,600	377,400	423,600	562,400
	16	303,600	378,800	424,600	564,900
	17	305,500	380,100	425,600	567,000
	18	308,000	381,600	426,700	
	19	310,700	382,800	427,800	
	20	313,300	384,100	428,900	
	21	315,900	385,400	429,900	
	22	318,300	386,600	431,000	
	23	320,700	387,800	432,100	
	24	322,900	388,900	433,200	
	25	325,100	390,000	434,100	
	26	327,100	391,300	435,200	
	27	329,100	392,600	436,200	
	28	331,100	393,900	437,200	
	29	333,100	395,100	438,100	
	30	335,000	396,400	439,200	
	31	336,900	397,700	440,200	
	32	338,800	398,900	441,300	
	33	340,600	400,100	442,300	
	34	342,500	401,300	443,500	
	35	344,400	402,500	444,600	
	36	346,300	403,600	445,800	
	37	348,000	404,600	446,500	
	38	349,200	405,800	447,400	
	39	350,300	406,900	448,300	
	40	351,300	407,900	449,100	
	41	351,800	409,000	449,900	
	42	352,200	410,200	450,800	
	43	352,600	411,300	451,600	
	44	352,900	412,400	452,300	
	45	353,400	413,300	453,000	
	46	353,900	414,300	453,900	
	47	354,400	415,300	454,800	
	48	354,700	416,200	455,700	
	49	355,000	417,400	456,600	
	50	355,300	418,700	457,500	
	51	355,600	420,100	458,500	
	52	355,900	421,400	459,400	
	53	356,300	422,200	460,400	
	54	356,600	423,200	461,400	
	55	357,000	424,200	462,300	
	56	357,300	425,300	463,300	
	57	357,600	426,200	464,200	
	58	358,000	426,900	465,100	

別表第1 (第5条関係)
教育職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員	59	358,300	427,700	466,000	
	60	358,700	428,400	467,000	
	61	359,000	429,100	467,800	
	62	359,300	429,900	468,200	
	63	359,700	430,700	468,800	
	64	360,000	431,300	469,400	
	65	360,300	431,900	470,000	
	66	360,700	432,200	470,700	
	67	361,000	432,500	471,000	
	68	361,400	432,800	471,600	
	69	361,800	433,100	472,000	
	70	362,100	433,400	472,300	
	71	362,500	433,600	472,600	
	72	362,900	433,900	472,900	
	73	363,200	434,100	473,200	
	74	363,600	434,300		
	75	364,000	434,600		
	76	364,400	434,900		
	77	364,700	435,100		
	78	365,100	435,300		
	79	365,500	435,600		
	80	366,000	435,900		
	81	366,500	436,100		
	82	367,100	436,300		
	83	367,800	436,600		
	84	368,400	436,900		
	85	369,000	437,100		
	86	369,600	437,400		
	87	370,200	437,700		
	88	370,800	437,900		
	89	371,300	438,100		
	90	371,700	438,400		
	91	372,000	438,700		
	92	372,400	438,900		
	93	372,800	439,100		
	94	373,200			
	95	373,600			
	96	374,000			
	97	374,600			
	98	375,100			
	99	375,500			
	100	376,000			
	101	376,400			
	102	376,900			
	103	377,200			
	104	377,500			
	105	378,000			
	106	378,400			
107	378,900				
108	379,400				
109	379,800				
110	380,300				
111	380,700				
112	381,100				
113	381,500				
114	381,900				
115	382,300				
116	382,700				

別表第1（第5条関係）

教育職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	117	383,100			
	118	383,500			
	119	383,900			
	120	384,300			
	121	384,600			
	122	385,000			
	123	385,400			
	124	385,700			
	125	386,100			
	126	386,600			
	127	387,100			
	128	387,500			
	129	387,900			
再雇用 職員		298,500	309,800	332,500	419,500

注 この表は、教授、准教授、講師、助教および助手に適用する。

別表第2（第5条関係）

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		

別表第2（第5条関係）

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任用職員以外の職員	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700						
87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							

別表第2（第5条関係）

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
再雇 用職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

注 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3 (第5条関係)

技能労務職給料表

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
	円	円
1	198,200	249,200
2	199,900	249,900
3	201,600	250,500
4	203,300	251,100
5	205,000	258,100
6	206,700	259,300
7	208,300	260,500
8	209,900	261,700
9	211,500	262,800
10	213,000	263,900
11	214,500	265,000
12	215,900	266,100
13	217,300	267,000
14	218,800	268,000
15	220,300	269,000
16	221,800	270,000
17	223,200	271,000
18	224,600	271,900
19	226,000	272,700
20	227,400	273,600
21	228,800	274,400
22	229,800	275,200
23	230,900	276,000
24	232,000	276,700
25	232,000	277,400
26	233,700	278,200
27	235,000	279,000
28	236,300	279,600
29	237,600	280,300
30	238,700	281,100
31	239,800	281,800
32	240,900	282,500
33	242,000	297,900
34	242,900	299,100
35	243,800	300,300
36	244,800	301,600
37	245,800	302,900
38	246,700	303,900
39	247,600	304,900
40	248,400	305,900
41	249,200	307,000
42	249,900	308,200
43	250,500	309,300
44	251,100	310,500
45	258,100	311,600
46	259,300	312,900
47	260,500	314,200
48	261,700	315,500
49	262,800	316,700
50	263,900	318,000
51	265,000	319,300
52	266,100	320,600
53	267,000	321,900
54	268,000	323,100
55	269,000	324,400
56	270,000	325,500
57	271,000	326,400
58	271,900	327,700
59	272,700	329,000
60	273,600	330,300
61	274,400	331,400
62	275,200	332,700
63	276,000	333,900

別表第3（第5条関係）

技能労務職給料表

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
64	276,700 円	335,100 円
65	277,400	336,400
66	278,200	337,400
67	279,000	338,500
68	279,600	339,600
69	280,300	340,300
70	281,100	341,200
71	281,800	341,900
72	282,500	342,700
73	297,900	343,500
74	299,100	343,900
75	300,300	344,400
76	301,600	345,100
77	302,900	345,900
78	303,900	346,600
79	304,900	347,300
80	305,900	347,900
81	307,000	348,400
82	308,200	349,000
83	309,300	349,500
84	310,500	350,100
85	311,600	350,400
86	312,900	350,900
87	314,200	351,200
88	315,500	351,600
89	316,700	352,000
90	318,000	352,500
91	319,300	353,000
92	320,600	347,300
93	321,900	374,300
94	323,100	375,400
95	324,400	376,300
96	325,500	377,300
97	326,400	378,200
98	327,700	378,900
99	329,000	379,600
100	330,300	380,200
101	331,400	380,600
102	332,700	381,200
103	333,900	381,800
104	335,100	382,500
105	336,400	382,800
106	337,400	383,500
107	338,500	384,200
108	339,600	384,800
109	340,300	385,100
110	341,200	385,600
111	341,900	386,200
112	342,700	386,800
113	343,500	387,100
114	343,900	387,700
115	344,400	388,400
116	345,100	389,000
117	345,900	389,400
118	346,600	389,900
119	347,300	390,500
120	347,900	391,000
121	348,400	391,500
122	349,000	392,100
123	349,500	392,500
124	350,100	392,800
125	350,400	393,200

別表第3（第5条関係）

技能労務職給料表

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
	円	円
126	350,900	393,700
127	351,200	394,100
128	351,600	394,500
129	352,000	394,900
130	352,500	395,400
131	353,000	395,800
132	353,500	396,200
133	353,800	396,500
134	354,200	
135	354,600	
136	355,000	
137	355,300	
138	355,700	
139	356,100	
140	356,500	
141	356,700	
142	357,100	
143	357,500	
144	357,900	
145	358,100	
146	358,400	
147	358,800	
148	359,100	
149	359,400	
150	359,800	
151	360,200	
152	360,600	
再雇用職員	235,900	

注 この表の(1)欄は技術員または船舶運転技術員に、
(2)欄は技師に適用する。